

地域密着型特別養護老人ホームしあわせの家寒川
ショートステイしあわせの家寒川
デイサービスセンターしあわせの家寒川

ガス漏えい事故防止対策

令和6年1月10日改定

1. 日常におけるガス漏えい事故防止対策

- ① 防火管理者等は、ガス会社が行う定期点検等に立ち会い、状況の確認に努める。
- ② 防火管理者は、ガスによる事故を考慮し、ガス漏れ検知器等の資機材を配置する。

2. ガス漏えい時の応急措置対策

① ガス漏えい覚知時の措置

防火管理者は、ガス漏れの通報又はガス漏れ火災警報設備等の作動によりガス漏れを覚知した場合は、次に定める必要な措置をとる。

* ガス臭気の通報があった場合、ガス漏れ場所のガス臭気の程度及び行った措置等について聴取し、必要に応じて放送する。

* 検知器の作動した場所の職員は、その状況を防火管理者へ報告する。

② 通報連絡

ガス漏れを確認した場合、直ちに三宅石油（電話 0896-24-5129）及び消防機関へ通報するとともに、自衛消防隊長に報告し、放送設備により必要に応じた周知手段を講ずる。

③ 火気設備・器具の使用禁止と喫煙等の禁止

事務室職員は、ガス漏れが発生した場合又は爆発した場合、下記の内容を放送する。

* ガス器具のほか、電熱器を含むすべての裸火の使用禁止

* 喫煙の禁止

* スイッチ操作の禁止

* 電動シャッター等の操作及び火花を生じるおそれのある作業又は行為の禁止

④ 避難誘導

ガス漏れが発生又は爆発した場合、自衛消防隊長は時機を失することなく、職員・入居者・利用者等に避難の指示をするとともに、火災時の自衛消防活動と同様の避難誘導態勢をとる。

⑤ 緊急遮断弁等の閉止

ガス会社の職員又は消防隊到着以前の緊急遮断弁の閉止は次の場合とし、自衛消防隊長が事故状況を総合的に判断して決定する。尚、操作は防火管理者が行うとともに、遮断弁を閉止したことを館内放送で伝達する。

* 火災が延焼拡大中である場合

- * 爆発事故であって、ガス配管が損傷している可能性がある場合
- * 広い範囲にわたってガス臭気があり、多量のガス漏れのおそれがある場合
- * 救助救急活動が必要な場合

⑥ 漏えいガスの排除

漏えいガスの排除にあたっては、窓等の開放による自然換気を原則として拡散排除に努める。

⑦ 立ち入り禁止区域の設定

立ち入り禁止区域を設定する時期及び範囲、設定要領については、次による。

- * 時期は、施設内のガス漏れの状況及び避難状況を勘案してできる限り早い時期に設定する。
- * 範囲は、避難を指示した範囲として、その区域にある出入口付近等爆発による影響があると思われる部分を判断の上で設定する。
- * 設定にあたっては、ロープ及び標識等により表示し、区域を明示する。

⑧ 消防隊及びガス会社への情報提供

消防隊及びガス会社の職員が到着したときは、事故内容及び措置の情報を次により提供する。

- * 漏えい個所のガス濃度及び拡散範囲
- * 爆発の有無、発生箇所及び被害の状況
- * 緊急遮断等ガス供給停止の有無及び停止箇所
- * 火気使用設備器具等の使用停止及び電源遮断の状況
- * 避難誘導の状況
- * 死傷者及び逃げ遅れた者の有無と人数
- * 自衛消防隊の活動状況

⑨ 緊急遮断弁等を閉止した場合における復旧に際しての留意事項

緊急遮断弁を閉止した場合、次の事項を遵守しなければならない。

- * 器具栓、元栓及びメーターコックを全て閉止し、ガス会社の許可があるまでこれら操作してはならない。
- * 関係機関又は防火管理者からの指示があるまで、一切の火気を使用しない。

3. 教育及び訓練

① 教育の実施

ガス漏れの事故防止対策の教育は、防火・防災教育の時期に合わせて実施する。

② 訓練の実施

ガス漏れ事故防止対策の訓練は、自衛消防訓練の時期に合わせて実施する。